

次世代推進法「行動計画」について

1. 計画期間

2024年1月1日～2026年3月31日

2. 目標

(1) 仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備

- ①男性労働者の育児休業等取得率が10%以上
- ②女性労働者の育児休業等取得率が75%以上
- ③フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満
- ④月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと

(2) 子育てしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備

2022年度の全社平均年間有給休暇取得日数（15.9日）を上回る

以上